

令和8年度 次世代産業人材育成事業（福祉教育の推進）

福祉教育の魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務名 福祉教育の魅力発信業務委託

2 趣旨

持続可能な福祉社会の実現に向け、次代を担う福祉のリーダーとなる人材を発掘・育成するため、小中学生ならびに地域住民に対して福祉教育の魅力を発信するための動画を作成するにあたり、必要な業務を委託するもの。

3 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業概要 福祉教育の魅力を発信する動画の出稿、デジタルサイネージへの広告配信、ランディングページ制作等

5 委託業務内容

(1) SNS 広告への出稿

- ・広く福祉教育の魅力を発信するため、SNS（Instagram、TikTok、YouTube等）への広告出稿を行うこと。
- ・出稿に関しては、SNS利用層（小中学生・その保護者等）に適したフォーマット・表現とすること。
- ・使用するSNSの種類・回数やクリック率等の目標・ターゲットエリア等は、受託者からの提案をもとに委託者との協議のうえ決定すること。
- ・広告出稿の目的は、単なる認知拡大にとどまることなく、福祉教育に対する興味喚起や将来の進路選択への前向きな意識変容（行動変容）を促すこととすること。

(2) デジタルサイネージへの広告配信

- ・大分南高等学校、佐伯豊南高等学校の通学区域に設置されているデジタルサイネージへの広告配信を行うこと。
- ・広告配信の配信回数等の目標やターゲットエリア、配信場所や配信時期等は、受託者からの提案をもとに委託者との協議のうえ決定すること。

(3) ランディングページ制作

- ・動画を視聴した人を誘導し、福祉教育に対する理解促進や福祉教育の更なる魅力発信に寄与するものとする。
- ・各校の福祉教育の魅力紹介、保護者Q&A（動画を基に作成）、進路実績・介護福祉士国家試験合格率に関する情報提供、福祉科生徒の学校生活に関する情報等を提供するものとする。

(4) 動画の再編集

- ・動画の編集における情報は本県へ随時状況報告するとともに、本県や関係者とよく協議したうえで決定すること。
- ・動画編集の人員として、スタッフを十分な人数配置すること。なお、これらの者は十分な知識と経験を有する者を含めなければならない。
- ・動画編集においては、事前に関係者と十分協議し、備品や消耗品など必要となる一切を準備し、編集を円滑に進行できるよう努めること。

(5) 報告書の作成

業務完了後、令和9年3月31日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書および成果物を提出すること。

- 【成果物】・別添の実績報告書（第1号様式）を1部 ・事業報告書 ・資料一式 ・動画
・動画再生回数やクリック率 ・視聴者の感想等

6 受託者の責務

本業務を遂行するにあたり、問題、事故等が発生した場合や、参加者等との間でトラブルが生じた場合等については、直ちに本県へ連絡・協議するとともに、受託者が責任を持って対応し、受託者の責任において解決を図ること。

7 その他

- (1) 業務内容については、本県との協議により変更することがある。
- (2) 本業務の履行にあたっては、本県と密な連絡調整を行うとともに、契約書及び本仕様書に定めのない事項については、速やかに本県と協議のうえ、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっても同様とする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、本県に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (6) 成果物及びその著作権は、データを含めて本県に帰属するものとし、本県の承認を受けずに他に公表、貸与または使用しないこと。

8 実施体制

管理責任者の配置

本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置すること。

9 個人情報の取り扱い

(1) 機密保持

本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 情報保護

個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後、個人情報を直ちに廃棄するとともに「機密情報・個人情報廃棄（消去）について」を作成し、提出すること。

(3) 情報管理

成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他の条件

- (1) 専任の担当者を配置し、県とのミーティング等に担当者等を出席させること（オンライン可）。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (2) 企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。